

# 職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615 FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: [office@g.kyodai-union.gr.jp](mailto:office@g.kyodai-union.gr.jp)

## 3/3 団体交渉報告

職員組合は、3/3（木）に団体交渉を実施しました。コロナ禍の情勢下、zoomによるオンライン方式の交渉となりました。職員組合は大河内委員長はじめ17人の組合員が参加し、法人側は平井労務担当理事が対応しました。なお、保健診療所にかかる要求の対応のため、環境安全保健機構の吉崎機構長も同席しました。

今回の交渉で取り上げた要求項目は下記の通りです。

1. 技術職員の昇任・昇格を事務職員・図書館職員並に改善すること。[継続案件]
2. 保健診療所の診療を継続すること。
3. 時間雇用教職員の待遇改善と支援職員（仮称）にかかる要求
  - 3.1 現在時間雇用教職員として勤務する者は、当該者の希望に基づき全て支援職員（仮称）に移行すること。2021年度中に5年満期で雇い止めした者も同様に取り扱うこと。
  - 3.2 時間雇用教職員を支援職員（仮称）に移行するにあたり、勤務年数・経験を考慮した給与格付けを行うこと。
  - 3.3 時間雇用教職員から支援職員（仮称）への移行による各種手当等の支払いに要する本部からの経費補助には、昇給及び都市手当も含めること。
  - 3.4 3.3を含む本部からの経費補助は恒久的措置とすること。
  - 3.5 支援職員（仮称）導入による常勤職員の定員削減を行わないこと。

### 1. 技術職員の昇任・昇格を事務職員・図書館職員並に改善すること。[継続案件]

平井理事は、「技術職員と事務職員は業務内容・異動の仕組みなどが異なり、昇任・昇格水準について一概に比較できない」とする従来の回答を述べ、現在、プロボストの下の委員会で検討されている旨を回答しました。

この回答は、全く職員組合の要求と噛み合っておりません。今回の要求は、これからの検討について問うているのではなく、これまでの教室系技術職員の待遇改善の不作为を追及していました。「技術職員と事務職員は業務内容・異動の仕組みなどが異なる」ことなど自明のことです。しかし賃金支給は同じ一般職俸給表で運用されるわけですから、教室系技術職員の集団に昇任・昇格が遅れているのであれば、差別的な運用と言わざるをえません。強い怒りをもって、今後も団体交渉を申し入れ改善を急ぎます。

### 2. 保健診療所を継続すること

この項目については、学生の身分も有するOAの組合員が、次のような論点で切り込みました。

- 12/1 に通知して、年内に診療を終了させる旨の通知は唐突過ぎる。
- 現状の保健診療所の機能が十分でなく、その問題が修正されないまま新しい制度が機能するとは思えない
- こうした問題点を指摘する機会ともなる、学生や教職員の意見を聴く場を設けないままトップダウンで決めることは乱暴である。

●保健診療所の診療修了・組織改編は一旦白紙に戻すべき

続けて、過半数代表と衛生委員を務めてきた組合員が、保健診療所の診療修了や組織改編について、衛生委員会に何ら事前説明がなかったことに対して痛烈に批判しました。

こうした職員組合の主張に対して吉崎機構長は診療所終了だけを先行して発表したことで学生教職員に不安を引き起こしたことを陳謝した上で「新組織はまだ承認されておらず、新組織の担当もしないので分からないが」と前置きし、「部局長会議資料でも説明されているが、全学的には配置する医師の数は変わらず、新たに公認心理師等を6人配置し学生のメンタルヘルス対応はこれまでより手厚くなる」旨を説明しました。教職員の医療的福利が後退することについては「これまでも利用が非常に少なかった」と説明しました。

職員組合は「部局長会議の資料が交渉の前提になるならば、あらかじめ当該資料を組合に提示すべきである」と抗議しました。

理事は、「学内であれば部局長会議資料は取得できる」旨の説明をしましたが、実際には部局ごとに公開されている資料範囲が異なり、必ずしも必要な資料が入手できない状態にあります。職員組合としてはこうした資料公開状況の問題を厳しく追及していく構えです。

最後に職員組合「この改編は誰の発案によるものか」と質したところ、理事は「総長の基本方針にて示されているものである」と回答しました。

### 3. 時間雇用教職員の待遇改善と支援職員（仮称）にかかる要求

【3.1 について】理事は職員組合の「当該者の希望に基づき全て支援職員（仮称）に移行」という要求には触れず、ただ「支援職員（仮称）に応募していただきたい」のみ述べるだけでした。後段については、制度検討後の見直しで「部局推薦型採用」では本学での職歴も問わないので応募できる旨を回答しました。

【3.2 について】平井理事は、「支援職員（仮称）への移行後は、待遇が改善されることに伴って職務の幅や責任も変わってくるため、こうした新たな職務で

の経験・職務能力を評価して昇給をするため、俸給格付けのスタートは一律とした」と答弁しました。

【3.3 について】理事は、「住宅手当や扶養手当といった属人的な手当は、職務遂行とは異なった基準で支払われるものであるため、本部として補助することとしたが、都市手当や昇給などの基本給部分は、職務のパフォーマンスにかかるものであるため、受益者負担の考えで部局に負担してもらうことが相当である」と返答しました。

【3.4 について】理事は「本部からの補助をする意図は、支援職員（仮称）のスムーズな導入を図るためである。この中期計画が終了する段階の状況により、その後のことを考えたい」

【3.5 について】理事は「この制度の導入は、研究者支援と同一労働同一賃金対応であるので、常勤職員の定数とは関連していない」旨を回答しました。

これらの回答に対して、職員組合は「支援職員（仮称）が、どの程度採用することができるのか、その規模や予算が重要である。財政面で支援職員（仮称）の採用が困難で導入が進まなくなる一方で、新たな事務補佐員制度は雇用期間1年限り、今年10月以降は例外措置も廃止され、慣れた職員が残れないことになれば、研究者支援増強も同一労働同一賃金も絵に描いた餅になりかねない。」と危惧を表明しました。

これに対し理事は「10月以降の支援職員（仮称）の採用については、部局の必要人数等を聞き取りをしている途中で、さらに検討をする必要がある。また、方向性がまとまれば順次ご案内し、10月までに細かな概要が出来上がる」旨を回答しました。

## あなたも組合に！

お申し込み

office@g.kyodai-union.gr.jp

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などのじむのために適切な取扱を致します。

連絡先

京都大学職員組合 事務所

〒606-8317京都市左京区吉田本町

TEL：075-761-8916

FAX：075-751-8365

内線：7615



加入申込みフォーム↓

<https://www.kyodai-union.gr.jp/join/>